

島根県サービス付き高齢者向け住宅立入検査等実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者の居住の安定確保に関する法律第24条、平成24年4月10日付け国住心第19号国土交通省住宅局安心居住推進課長通知及び平成24年4月19日付け老高発0419第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知「高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行後におけるサービス付き高齢者向け住宅等の管理について」の1の(1)の規定に基づき、県内(松江市の区域を除く。)のサービス付き高齢者向け住宅(以下、「登録住宅」という。)に対する定期報告及び立入検査を行うにあたり必要な事項を定める。

(定期報告の実施方法)

第2条 サービス付き高齢者向け住宅登録事業者は、「サービス付き高齢者向け住宅定期報告書」(様式1)に、毎年7月1日現在の状況について記載し、7月末までに知事(島根県土木部建築住宅課)に報告するものとする。

(立入検査の実施方法)

第3条 立入検査は、次の各号のとおり行うものとする。

- 一 定期報告の報告内容に疑義がある場合
 - 二 前号に定めるもののほか、登録住宅の適正な管理を行うために必要と認められる場合
- 2 知事は、立入検査の対象となるサービス付き高齢者向け住宅登録事業者に対して、「サービス付き高齢者向け住宅立入検査通知書」(様式2)により、事前通知を行う。
 - 3 立入検査は、島根県土木部建築住宅課及び島根県健康福祉部高齢者福祉課職員が、それぞれの所管事項を分担して実施する。
 - 4 高齢者の居住の安定確保に関する法律第24条第3項の規定による身分を示す証明書は、島根県職員証とする。

(立入検査事項)

第4条 登録住宅に対する立入検査事項は、次の各号のとおりとし、必要に応じて適宜追加することができる。

- 一 登録住宅の申請図面による現地確認

- 二 必修サービスの（状況把握及び生活相談）の運営状況
 - 三 高齢者支援サービスの提供状況
 - 四 入居者の状況（契約内容、入居者数、入居資格等）
 - 五 職員の配置状況
 - 六 帳簿の保存状況
 - 七 登録住宅に関する広告の内容
- 2 供用開始前の検査事項については、前項一号、二号及び七号とする。

（報告）

第5条 検査員は、立入検査を実施したときは、速やかに「サービス付き高齢者向け住宅立入検査報告書」（様式3）により、所属長に報告をする。

（結果通知）

第6条 立入検査の結果、是正すべき内容があった場合は、速やかに「サービス付き高齢者向け住宅立入検査結果通知書」（様式4）によりサービス付き高齢者向け住宅登録事業者あて通知する。

（改善報告）

第7条 前条で指摘した事項については、サービス付き高齢者向け住宅登録事業者から速やかに文書にて改善報告を求めることとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年8月20日から施行する。